

退学手続きについて

- ① 都合により退学する場合は、保護者等連署の上、理由を記入した「退学願」に学生証を添えて提出してください。また、理由欄には該当する事項を○で囲み、右欄に詳細を記入してください。
- ② 退学願の提出に当たっては、指導教員（教授）の署名を必要としますので、署名を得てから生命科学研究科教務係へ提出してください。なお、退学許可書は、教授会等で承認された後に送付します。
- ③ 退学年月日は任意とすることもできますが、特別の事情のない限り月の末日としてください。ただし、退学年月日を退学願受理日以前とすることはできませんので、早めに手続きをしてください。3月31日付けの退学を希望する場合は、3月中旬頃までに受理される必要があります。
- ④ 授業料の徴収猶予許可者、月割分納許可者がその期中途中で退学することを許可された場合は、月割計算に、退学する月の翌月からその学期の月末までの月数に乗じて得た額の授業料が免除となることがあります。
3月末日限りで退学する場合には3月中旬頃までに、9月末日限りで退学する場合には9月中旬頃までに退学手続きを済ませなければ、新たな授業料納付義務が生じますので、事前に生命科学研究科教務係に相談してください。
- ⑤ 日本学生支援機構奨学金の交付を受けている者は、交付終了の手続きが必要です。
- ⑥ 博士課程後期3年の課程に3年以上在籍し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学後1年以内に限り、手数料なしで学位授与を申請することができます。当該申請を希望する場合は、あらかじめ指導教員に相談するとともに、「研究指導報告書」の作成を依頼してください。

【留学生の方へ】

退学願の提出の際に、在留期限の確認のため在留カードの提示を求めることがあります。

生命科学研究科教務係